

**スタート**

令和6年1月1日現在  
相模原市に住んでいる

いいえ

相模原市への申告の必要はありませぬ。  
市区町村で申告してください。

令和5年1月〜12月にどんな収入がありましたか？

主に年金所得  
(遺族年金・障害年金は含まない)

主に給与所得

営業・農業・不動産・雑・一時所得などがある人

非課税所得のみ(遺族年金・障害年金・失業給付金など)か、収入なし

年金収入の額が400万円以下

他の所得がない

追加する所得控除がない

追加する所得控除がある

他の所得が20万円以下

他の所得が20万円を超える

年金収入の額が400万円を超える

1か所からの給与収入のみで

年末調整しており

年末調整の内容に変更がない

他の所得がない

他の所得が20万円以下

他の所得が20万円を超える

次のような場合  
2か所以上から給与の支払いを受けた  
年末調整の内容に変更がある  
新規に住宅借入金等特別控除を受ける  
年末調整が済んでいない  
医療費控除がある  
給与収入が2千万円を超える

所得金額(収入-経費)より所得控除額が多い

所得金額(収入-経費)より所得控除額が少ない

市内に在住する親族の税金上の扶養になっている

誰の税金上の扶養にもなっていない  
または 市外在住の親族に扶養されている

**申告不要**

市民税・県民税の申告、所得税の確定申告の必要はありません。  
令和6年度の市民税・県民税は給与支払報告書、公的年金支払報告書に基づいて計算されます。

**市民税・県民税申告**

市民税・県民税の申告をする必要があります。  
所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

**確定申告**

所得税の確定申告をする必要があります。

令和6年1月1日に相模原市に住んでいないが、住民票がある場合、その旨の市・県民税申告を提出してください。

この表は目安であり、ご自身の状況によって、適切な申告方法が異なることがあります。